

## 議案第 73 号

小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 11 月 27 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正され、新型インフルエンザ等緊急事態における行政間の職員の派遣制度が政府対策本部の設置されたときから適用される派遣制度に拡大されたことに伴い、この派遣制度に係る手当の整備を行うため提案するものであります。